令和５年８月 24 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長　小山内 いづ美 様

監事　　太田　眞晴　印

監事　　玉越　浩美　印

「公立大学法人横浜市立大学附属病院 保険調剤薬局整備・運営事業」に係る 臨時監査　結果報告書

目　次

１　臨時監査の概要 ･･ ２

２　監査対象の事業概要 ･･･ ２

３　監査結果
（１）附属病院敷地内に民間調剤会社が保険薬局を新築・開設したことについて ･ ７
（２）プロポーザル方式における事業者決定が適正に実施されていたかについて ･ ７
（３）公募型プロポーザルの実施に際しての土地使用料のあり方について ･･････ ９
（４）建築確認申請の建築主を市大理事長としたことについて ･･･････････････ ９
（５）市大理事長を建築主とした建築確認の効力について ･･･････････････････10
（６）建築確認申請等の委任手続きについて ･･････････････････････････････11
（７）委任状の決裁文書はないが、委任の意思は確認できるのかについて ･･････12
（８）建築確認申請は「増築」で、不動産登記は「新築」としたことについて ･･･13
（９）法務局への「上申書」の提出について ･･････････････････････････････14
（10）建築確認申請の委任の撤回、建築基準法違反の建築物の除却の必要性について･14

４　是正又は改善を要する事項 ･･････････････････････････････････････ 15

以下、
・「公立大学法人横浜市立大学」を「市大」
・「横浜市立大学附属病院」を「附属病院」
・「日本調剤株式会社」を「日本調剤」※敷地内薬局を整備・運営する保険調剤薬局チェーンの経営事業者
・「株式会社スペース」を「スペース」※日本調剤が委託した設計・施工事業者
・「日本 ERI 株式会社」を「日本 ERI」※スペースが建築確認等を申請した民間指定確認検査機関
・「一般財団法人日本建築センター」を「日本建築センター」※スペースが構造計算適合性判定を申請した機関
と記載します。

1　臨時監査の概要

（１）実施の経緯

ア　質問状の送付等

令和５年４月から複数回にわたり、本事業について増築工事の手続き等に法律違反の疑いなどがあるとして、質問状等が市会議員から市大に対して送付された。

併せてこの間、横浜市会に対しても真相解明のためとする請願（請願第８号 横浜市立大学附属病院内における調剤薬局の建築確認等について）が提出された。（令和５年５月 19 日受理、６月１日本会議において「不採択」の議決）

イ　監査の実施

上記を受け、「公立大学法人横浜市立大学監事監査規程」第 11 条第１項の規定に基づき、８月３日に市大から監事に報告があったため、同規程第６条第３項の規定に基づき臨時監査を実施した。

（２）監査概要

ア　項目

本事業に係る事務手続き等

イ　実施方法

書面監査及び実地監査（現地視察含む）

ウ　実施日

・書面監査

令和５年８月３日から８月 23 日まで

・実地監査

令和５年８月８日

2　監査対象の事業概要

（１）本事業で整備された敷地内薬局の概要

・薬局名：「日本調剤　市大福浦薬局」
・建設運営：日本調剤（東京都千代田区丸の内一丁目）
・所在：金沢区福浦三丁目９番地１
・構造：地上２階建 延床 603.29 ㎡（1 階 293.96 ㎡、2 階 309.33 ㎡）
・配置：一般的な調剤薬局諸室のほか、無菌調剤室、服薬指導個室、飲食スペース等
・市大からの貸付用地　471.19 ㎡（10 年間 事業用定期借地）

（２）敷地内薬局の運営概要

・営業：年中無休、24 時間（原則）
・人員配置：ハイリスク薬（抗がん剤、抗 HIV 薬等）の処方箋に対応できる知識経験を持つ薬剤師配置、がん治療の専門・認定資格を有する常勤薬剤師配置、麻薬の調剤応需体制等

・地域連携：可能な利用者に地域のかかりつけ薬局への移行の勧奨、地域調剤薬局から薬剤有償提供依頼があった場合の対応、希望する利用者がかかりつけ薬局へ処方箋をFAXで連絡できる仕組み構築等
・災害対応：発災時の附属病院の災害医療への協力、市薬剤師会と市が進める災害医薬品の循環備蓄への協力等

【公道側から見た敷地内薬局の全景】

【連絡通路からの敷地内薬局入口（附属病院側から撮影）】

【配置図】

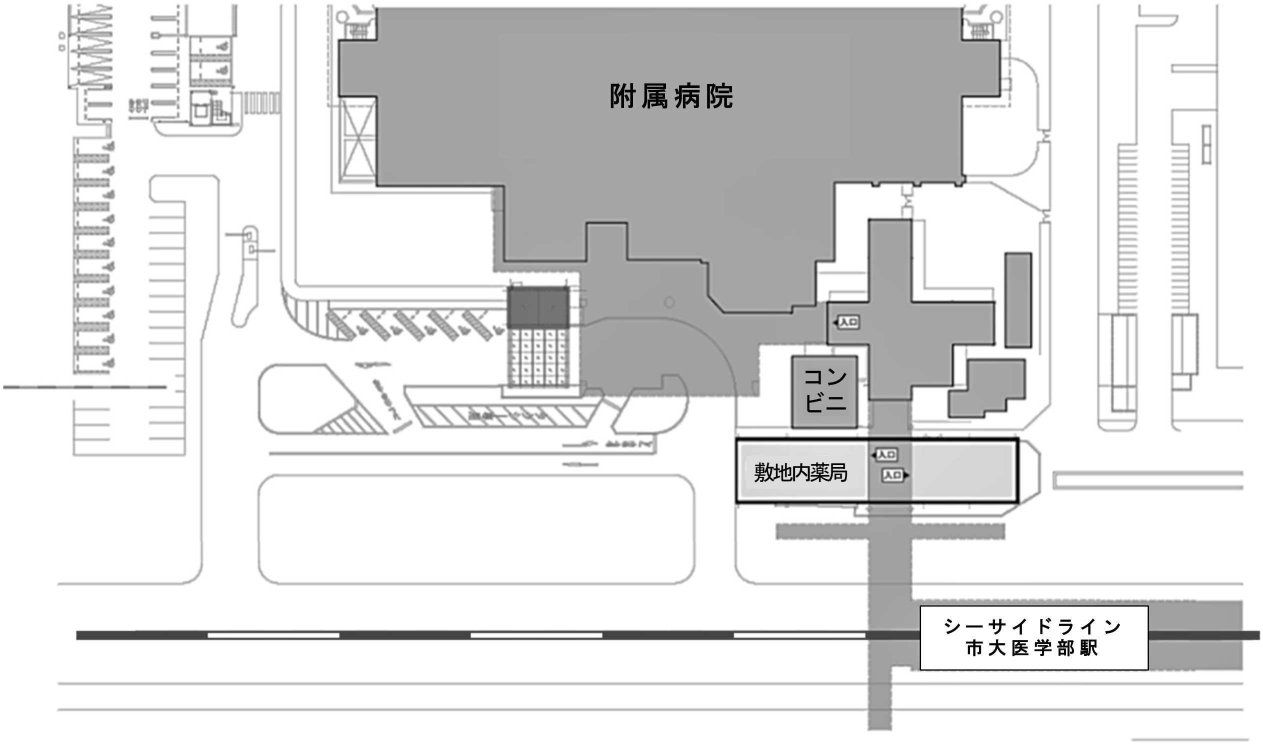
附属病院
コンビニ
入口
入口
入口
敷地内薬局
シーサイドライン
市大医学部駅

【平面図】

2階

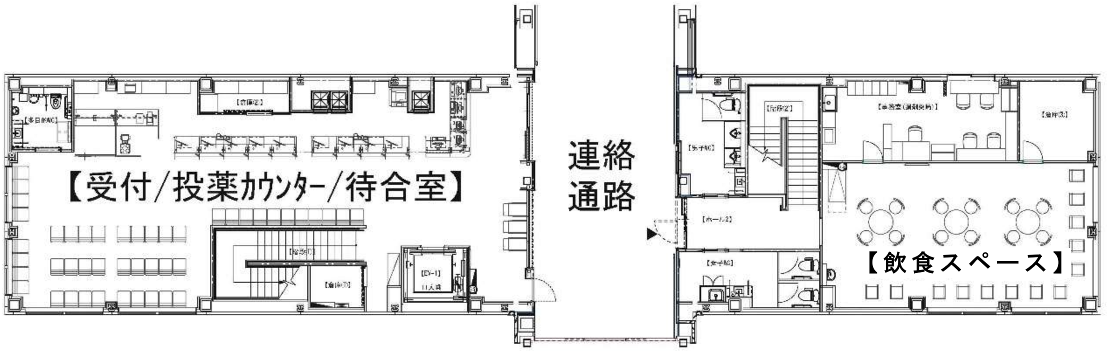
【受付/投薬カウンター/待合室】
連絡
通路
【飲食スペース】

1階

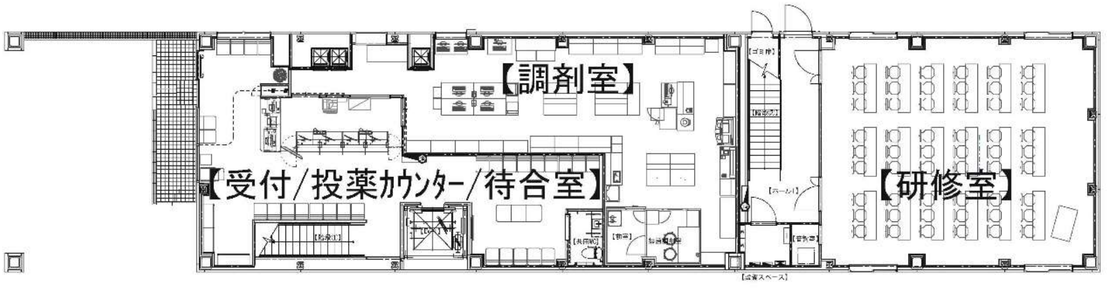
【調剤室】
【受付/投薬カウンター/待合室】
【研修室】

（３）敷地内薬局導入検討の経緯

ア　保険薬局開設に係る規制緩和

従来、保険医療機関敷地内に保険薬局（以下、「敷地内薬局」という。）を開設することについては、医薬分業の観点から保険医療機関との独立性を保つため、「必ず公道を介する」など構造上の規制が設けられていた。その後、平成 28 年に、「規制改革実施計画」を踏まえた療養担当規則の改正等により、公道に面していない場合も敷地内薬局の設置が認められるようになった。

イ　公立大学法人における土地貸付制度の創設

令和元年に、地方独立行政法人法が改正され、国立大学法人と同様に公立大学法人も、設立団体の長の認可を受けることにより、土地、建物等を貸し付けることができることとなった。

市大は、敷地内薬局の設置に際し、市大の所有する土地貸付について、令和４年４月 28 日付で、地方独立行政法人法第 79 条の５に基づき、横浜市から認可を受けた。

（参考）

附属病院土地：横浜市から出資を受け、市大が所有

附属病院建物：横浜市から無償貸付（３年更新）

ウ　敷地内薬局設置の検討の開始

平成 27 年に国は、すべての保険薬局をいわゆる「かかりつけ薬局」と位置付けることに加え、大学病院や総合病院等の大病院前の保険薬局には抗がん剤などの高度薬学管理機能を求める方針を定めた。

ア及び上記方針を踏まえ、市大においても、高度薬学管理機能を備えた薬局、薬薬連携のモデルケースとなる薬局、地域全体の医療の質向上に資する薬局を目指すとともに、土地使用料収入を附属病院の患者サービス向上、機能維持等に充当するため、敷地内薬局設置に向けた検討を始めた。

なお、令和２年８月時点では、全国で 70 の大学病院、公立・公的病院が敷地内薬局を導入していた。

（４）整備事業経過

令和２（2020）年度

10 月６日	：経営方針会議（学内役員による事業方針の決定）
３月 17 日	：方針の文書決裁
３月 30 日	：公募型プロポーザル実施 （参加意向申出：3/30～4/13、提案書提出：4/15～6/9）

令和３(2021)年度

５月 14 日	：プロポーザル参加事業者からの質問に回答
６月 23 日	：プロポーザル評価委員会
６月 28 日	：附属病院第一契約審査会
６月 30 日	：優先交渉権者を日本調剤に決定　→初回顔合わせ：7/13

８月２日　　　　：基本協定締結（市大、日本調剤）
11 月 26 日　　　：設計業務委託契約締結（日本調剤、スペース）
12 月７日　　　　：市大からスペースへ横浜市に提出する条例関係申請６件を委任（押印有）

令和４(2022)年度

４月 28 日　　　：土地貸付に係る横浜市からの認可
６月１日、13 日：市大からスペースへ建築確認申請他２件を委任（押印不要）
６月 21 日　　　：建築確認申請（申請者名は市大理事長）
６月 22 日　　　：工事請負契約締結（設計施工契約書）（日本調剤、スペース）
６月 29 日　　　：公正証書の締結（事業用定期借地権設定契約　市大、日本調剤）
７月 14 日　　　：日本 ERI から確認済証が交付
２月 14 日　　　：建築完了
２月 22 日　　　：日本 ERI から検査済証が交付
２月 22 日　　　：本件保険薬局の指定が議決〔厚生労働省 関東信越地方社会保険医療協議会（神奈川部会）〕
３月１日　　　　：「日本調剤 市大福浦薬局」開店
３月 30 日　　　：市大から法務局あて登記に係る上申書を提出

令和５(2023)年度

４月 10 日　　　：日本調剤による表題登記

３　監査結果

（１）附属病院敷地内に民間調剤会社が保険薬局を新築・開設したことについて

ア　国への事前相談の実施

附属病院では、２（３）アの規制緩和を受け、令和３年１月 27 日以降３回（２回目（令和３年８月 23 日）及び３回目（令和４年３月 25 日）は日本調剤同席）にわたり、厚生労働省 関東信越厚生局神奈川事務所に事前相談を行い、附属病院と金沢シーサイドライン駅舎との間の連絡通路（市から市大へ無償貸付）については、敷地内薬局設置が可能となる敷地内道路に相当するものとされた。

イ　国の協議会による保険薬局指定の議決

令和５年２月 22 日、関東信越地方社会保険医療協議会（神奈川部会）において、保険薬局の指定（附属病院への敷地内薬局の開設）が原案のとおり議決された。

小括－１

適法に保険薬局の指定を受けており、法的な問題はない。

（２）プロポーザル方式における事業者決定が適正に実施されていたかについて

ア　プロポーザル手続きの開始と評価

「公立大学法人横浜市立大学委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」に基づく公募型プロポーザル方式による募集を令和３年３月 30 日に市大ホームページにおいて告示し、公募を開始した。

（参考）プロポーザル参加企業に対する回答書（抜粋）令和３年５月 14 日 HP 掲載

No.	資料名	質問事項	回答
88	募集要項	建築に係る各種申請手続き等の申請者（建築主）は、「事業者」または「市大（横浜市）」のどちらになりますか？	事業者です。

イ　事業者の選定

令和３年６月 23 日、当該プロポーザルに係る評価委員会を附属病院で開催し、提案書提出のあった６者（当初、参加意向は８者あったが、１者は同年５月 13 日付で辞退届を提出し、１者は提案書提出期限までに提出がなかった）についての評価を実施した。提案者によるプレゼンテーションなどを受け、以下の８つの評価項目について、市大評価委員７名の判定に基づく採点の合計点により、日本調剤を一位の者として決定した。

（参考）公募型プロポーザル評価結果

順位	提案者	評価点数（100 点満点×7 人）
1	日本調剤株式会社	623.81 点
2	株式会社アインホールディングス	604.00 点
3	C 者	410.06 点
4	D 者	336.18 点
5	E 者	331.35 点
6	F 者	305.84 点

（参考）提案内容の評価項目と配点

評価項目	配点（100 点満点）
実施体制	5
計画・運営	5
薬物療法提供体制の整備	15
医療機関及び他保険薬局との連携	15
地域医療への貢献	15
災害時の対応	10
土地使用料	15
その他（附属病院等に関する有効な提案）	20

ウ　事業者の決定と基本協定の締結

令和３年６月 28 日：　附属病院第一契約審査会において、契約締結に係る優先交渉権者及び次順位者を特定。なお、同審査会において、三位以下は、二位までとの評価点数の差が著しいため、三位以下順位者に不利益が生じないよう、匿名とすることも決定。

６月 30 日：　結果を各提案事業者に通知。ホームページで公表。

７月 13 日：　優先交渉権者である日本調剤との初打ち合わせ。

８月　２日：　日本調剤と「公立大学法人横浜市立大学附属病院保険調剤薬局整備・運営事業に関する基本協定書」を締結。

小括－２

事業者決定に係る手続きは市大内部規程に則って行われており、公平性の観点を含めて不備・不審な点はなく、事務手続き上の瑕疵は認められない。

なお、後日の建築確認申請は市大理事長名義で行ってしまったが（令和４年６月 21 日）、これに先立つプロポーザル時点での参加者からの質問には申請者を「事業者」と回答している。これはあるべき正しい回答であり、事業者の申請・決定には影響を与えていない。

（３）公募型プロポーザルの実施に際しての土地使用料のあり方について

ア　事前調査による土地使用料の想定

本件では、複数企業への事前調査により、年間１億円程度（月額約 17,000 円/㎡前後）の提案が想定されていた。収益確保を目指して、土地使用料を公募型プロポーザルの評価項目の１つとしたことは、資産活用の観点から有効だったと考える。

イ　実際の土地使用料

本臨時監査において、日本調剤の土地使用料は、市大が想定した価格を超えるものであったことを確認した。

なお、市大と日本調剤が締結した「基本協定書」（令和３年８月２日）で「本事業の遂行により知り得た相手方の一切の情報について、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示してはならず、この基本協定の履行の目的以外に使用してはならない」旨の秘密保持の条項を定めており、日本調剤としては「賃料等の情報は営業上の秘密やノウハウ」としているため、公開はされておらず、本報告書への記載も避ける。

ウ　最低価格の設定

プロポーザルでは最低価格（月額 255 円/㎡）を設定し、その算定は、横浜市の土地一時貸付に係る算定ルールを準用したとのことである。しかし、市大の内部規程において最低価格の設定は求められておらず、また、算定した額も実態とかけ離れて廉価であり、そもそもこの設定が必要であったのか疑問である。

小括－３

土地使用料を公募型プロポーザルの一評価項目としたことは、資産活用において有効で、実際に想定した価格を超える土地使用料を得ることができた。

（４）建築確認申請の建築主を市大理事長としたことについて

ア　建築基準法の定義とプロポーザル参加企業からの質問に対する回答

建築基準法第２条では、建築主を「建築物に関する工事の請負契約の注文者」と定義している。

（２）アのとおり、プロポーザル参加企業からの建築主に関する質問に対し、令和３年５月 14 日に、「事業者」とホームページで回答している。

イ　建築確認申請等での申請名義

令和４年６月 21 日に、日本 ERI へ市大理事長名義で建築確認申請を行った。これは先の回答と異なるものである。

なお、令和５年２月 22 日に、市大理事長に対し、建築基準関係規定に適合していることを証明する検査済証が交付されている。

ウ　建築主を事業者から市大理事長に変更した経緯

附属病院、日本調剤及びスペースの担当者へのヒアリング、メール記録等によれば、令和３年 11 月から 12 月に三者で調整を進める過程で、平成 22 年に附属病院で実施したコンビニ棟(本建築物の隣接地に立地)増築時に採用した方式を模倣し、建築主を市大理事長として今後の取組みを進めることを確認し、また、附属病院でも決定（組織共有）したものであり、それ以上の意図はないことを確認した。

令和３年 11 月 25 日：　スペースから附属病院にメール連絡
「許認可関連の申請者はコンビニ棟の際と同様に市大理事長とし､登記の際の所有権は日本調剤でよいか｣(附属病院からのメール返信は確認出来ず)

11 月 29 日：　スペースとの面会時に附属病院から口頭で回答
「コンビニ棟と同じでよい」

12 月　６日：　附属病院で､建築確認申請ほか各種申請名義人を市大理事長とし今後の取組みを進めることを確認

しかしながら、コンビニ棟は本件と異なり、他に市大で建設する建物が存在したことから一括して設計を市大が実施しており､それに続く建築確認も市大が行ったものである。つまり、本件とはスキームが異なり、模倣することは誤りであり、建築主を市大理事長としたことは法令の規定に反するものである。

エ　仮に日本調剤が建築主として「増築」の申請をした場合の建築確認への影響

日本調剤が建築主になれないはずとの疑念を払拭するため､令和５年７月 28 日に市大が日本 ERI に確認したところ､「建築主が日本調剤であったとしても建築確認には影響がない」との回答を得ている。

小括－４

建築基準法第２条の規定により、建築主は当初条件どおり工事の注文者である日本調剤とすべきであり、法令の規定に反するものであった。

（５）市大理事長を建築主とした建築確認の効力について

建築確認は申請者に着目する確認ではなく、当該建物の建築計画そのものに着目する確認であることから、申請者が建築基準法上の建築主の規定に当てはまらなかったとしても、建築確認の効力には影響がない。

※　建築基準法質疑応答集（建築基準法研究会編(第一法規出版）　抄）

建築物の建築計画についてする確認は、法第６条第１項の規定に明記されているとおり建築しようとする建築物の計画が､建築基準関係規定に適合するかどうかについてするものである。(中略）建築計画が建築基準関係規定に適合しておれば確認の申請者が何人であっても等しく確認しなければならないものである｡建築確認はそれを申請した者に着目してする処分ではなく建築計画そのものに着目してする処分であるからである。

小括－５

建築基準法質疑応答集にもあるとおり、建築確認は当該建物の建築計画そのものに着目する確認であることから、市大理事長は建築基準法上の建築主の規定に当てはまらないが、本件建築確認は有効である。

（６）建築確認申請等の委任手続きについて

ア　委任者（市大理事長）と受任者（スペース）の関係

令和３年８月　２日：　市大理事長と日本調剤が基本協定を締結

11 月 26 日：　日本調剤とスペースが設計監理に係る委託業務契約を締結

令和４年６月 22 日：　日本調剤とスペースが増築工事に係る設計施工契約を締結

この協定・契約に基づき、スペースが建築確認申請等の手続きを行った。

なお、建築主として市大理事長は、建築確認申請等の各種手続きをスペースに委任した。

イ　市大における意思決定のルール

「公立大学法人横浜市立大学文書管理規程」第６条では「事案についての最終的な意思の決定（以下、「決裁」という。）は、文書によって行うものとする。」と規定されている。

ウ　決裁文書が発見できない委任状

市大では約２か月にわたり本件業務を担任した附属病院担当部署の各デスク、書庫、組織保管の電子データ、メール記録などを徹底的に探したが、下記の申請等に係る委任状（いずれも押印不要）は存在するものの、決裁文書は見つかっていない。

・ 建築確認申請、変更申請に係る委任状（令和４年６月１日）の決裁文書
・ 構造計算適合性判定申請に係る委任状（令和４年６月１日）の決裁文書
・ 省エネ適合性判定の届出に係る委任状（令和４年６月 13 日）の決裁文書

エ　決裁文書が存在する委任状

「横浜市福祉のまちづくり条例」の申請ほか５件について、市大理事長からスペースの担当者に委任する旨の委任状（令和３年 12 月７日、いずれも押印が必要）を６通交付しており、これに係る決裁文書は存在が確認された。

小括－６

発見できない決裁文書は、いずれも押印不要の事案であったため、誤って決裁文書を作成しなかったことが推測されるが、そうであったとすれば、市大内部の手続きとして規定に反するものであったと言わざるを得ない。

（７）委任状の決裁文書はないが、委任の意思は確認できるのかについて

ア　建築確認申請他 許認可申請に係る、建築主としての委任意思確認のやり取り

（４）ウのとおり、建築確認申請ほか関連する許認可申請の名義人を市大理事長とすることは、附属病院、日本調剤、スペースの三者で共有され、且つ附属病院でも組織的に共有されており、市大理事長から実際の手続きを担うスペースに一連の手続きを委任することは、当然想定されているものである。

イ　構造計算適合性判定申請に係る、建築主としての委任意思確認のやり取り

令和４年６月　１日：　スペースが日本建築センターに構造計算適合性判定申請に係る委任状を提出。

７月　６日：　日本建築センターから建築主として市大の附属病院に対し、当該委任に係る意思の電話照会。
附属病院はその意思があることを返答。

令和５年８月７日に、上記７月６日のやり取りについて市大より日本建築センターに確認済み。

ウ　省エネ適合性判定の届出に係る、建築主としての委任意思確認のやり取り

令和４年４月　４日：　附属病院がスペースからメールで委任状案を受領。

６月 13 日：　スペースから市建築局へ届出。

７月　４日：　市建築局からスペース経由で申請者である建築主の市大理事長に対し、措置内容報告書の提出指示。

８月３日：　附属病院が報告書を決裁の上、スペース経由で発出。

小括－７

建築確認申請等を市大理事長名義で行うことについて附属病院において決定（組織共有）されており、また現に建築確認申請等に係る委任状は存在し、かつ当事者間の口頭等による委任の意思表示が、関係者の記憶やメール記録、書類等で確認できていることから、民法第 522 条の規定に基づき、委任は有効に成立していると判断する。

また、この委任に基づきなされた建築確認申請等についても有効に成立している。

※　民法（抄）

（契約の成立と方式）

第 522 条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

２　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

（８）建築確認申請は「増築」で、不動産登記は「新築」としたことについて

ア　建築確認申請における取扱い

令和４年６月 21 日：　工事種別を「増築」とした「確認申請書（建築物）」を日本 ERI に提出。

令和５年２月 22 日：　工事種別を「増築」とした検査済証が日本 ERI から市大理事長に交付。

建築基準法では「一敷地一建物の原則」により、同一敷地内に新たに建設する本件建物は「新築」ではなく「増築」として確認申請することになる。

イ　不動産登記における取扱い

令和５年４月 10 日：　日本調剤が「新築」として登記。

不動産登記法は建物を表示（分類）及び帰属を明らかにすることが目的であるため、既存建物から独立した建物として認められる構造（躯体・出入口など）を有する本件建物は「新築」として登記することになる。

※　今回の建築確認においては、「主要用途」を「大学・病院」とし、「建築物の階別概要」では「調剤薬局」、「建築物独立部分別概要」では「調剤薬局棟（今回増築棟）」と記載して申請している。一方で、登記上の「種別」は「店舗」としているが、これは不動産登記規則第 113 条の規定を踏まえたものである。

不動産登記規則第 113 条
　建物の種類は、建物の主な用途により、居宅、店舗、寄宿舎、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

小括－８
建築基準法、不動産登記法それぞれが目指す法益に基づき建築確認、登記が行われており、表記名称でその差異が生じるものであるから、法的な瑕疵は認められない。

（９）法務局への「上申書」の提出について

本件では、確認済証や検査済証の名義は市大理事長である。しかし、建物建築者は日本調剤であり、建物登記申請者を日本調剤とすることに異議がないため、その旨の「上申書」を令和５年３月 30 日付で市大から横浜地方法務局金沢出張所へ提出している。

本件登記申請に先立ち、日本調剤側の土地家屋調査士から「当該建物の建築確認は市大となっているが、実質的には日本調剤が出資をし、引き渡しを受ける予定で（中略）所有権証明書のほかに上申書を添付する予定」である旨の照会相談書面を法務局へ提出し、法務局では「見解のとおり」とこれに回答している。

小括－９

「上申書」は、建物の確認済証や検査済証の名義と登記申請書の名義が異なる際の説明に用いる一般的な手法であり、法的な瑕疵は認められない。

（10）建築確認申請の委任の撤回、建築基準法違反の建築物の除却の必要性について

ア　委任の有効性

（７）のとおり、市大理事長からスペースへの委任の意思があったことは確認できており、かつ、現に建築確認申請等の委任状は存在し、委任及び委任に基づく申請は有効に成立している。

イ　建築確認の有効性

（５）のとおり、申請者が建築基準法上の建築主の規定に当てはまらない市大理事長であるが、建築確認の効力に影響はない。（調剤薬局増築工事として適正に検査済証を得ている）

小括－10

委任は有効に成立しており、撤回する理由はない。

また、それに基づく建築確認の効力に影響はなく、建築計画が建築基準関係規定に適合していることが確認され、検査済証も交付されていることから、除却が必要なものではない。

４　是正又は改善を要する事項

（１）法令の基本に立ち戻った確認とその遵守について

３（４）のとおり、建築基準法によれば、本件の建築主は市大理事長ではなく、日本調剤とすべきであった。

【原　因】

市大、日本調剤、スペースともに法令に基づく手続の確認が不十分であったことから、安易に先行事例の外形だけを模倣し、今回の取扱いに至ってしまった。市大所管課は建築事業に係る経験や知識が十分でない中で対応するにあたり、建築確認申請など、建物建設に係る手続きは設計・施工事業者の専門性を信頼してしまい、これに頼らざるを得ない状況があったことは否定し難い。

【対応策】

本件は看過できない過ちであり、その事実を市大関係者はもちろん、本件に関係する三者が十分に認識し反省しなければならない。

そのうえで、再発防止に向けて大学法人においては、本件のような新たな事業の推進にあたり、常にその基礎、基本を確認し、法令に基づき組織的に進めていく仕組みと、加えて相談のしやすい風通しの良い職場風土づくりが不可欠である。

また、専門知識を要する分野においては、相手方の事業者に任せるだけでなく、有償であっても外部の専門機関等に確認作業や助言を求める等、慎重な対応も時に有効となる。

今回の事案を教訓として、再発防止策の構築と、新たな事業に携わる部門や職員を支え、育てていく組織的かつ継続的な取組みを求める。

（２）内部規程遵守の徹底について

３（６）のとおり、本件では申請にあたって押印を要さない委任状に係る決裁文書が見つかっておらず、作成しなかったことが推測される。

【原　因】

押印を要さない文書発出であっても、決裁文書を必要とすることが市大の内部規程で定められている。文書が未作成だとすれば、市大の文書主義の原則に反するものであり、担当部署の意思決定の手続きに対する知識不足や認識の欠如と、組織内でのチェック機能も十分に働いていなかったと考える。

【対応策】

本件担当部署は、決裁文書が発見できない重大な事実を厳しく受け止め、反省する必要がある。

そのうえで、全職員がこのことを他人事とせず、市大職員として求められる業務の基本原則を再認識し、上司・部下がそれぞれの役割・職務を適切に全うするなかで、自らの業務を日々着実に実践することが非常に重要である。

また、大学法人においても、今回の事案を教訓とし、再発防止に向けて文書主義を始めとした適正な業務執行を徹底するための研修機会を充実する等、内部規程遵守に向けた取組みをより一層推進することを求める。